

公示第1号  
公示第1号  
最終改正 令和7年4月15日

四日市港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による四日市港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定する。

昭和46年12月20日

四日市税關支署長 林 不二夫

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 第1埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 第1埠頭4号及び5号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(3) 第2埠頭8号及び9号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 第2埠頭10号から12号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(5) 第3埠頭13号から15号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 第3埠頭16号から19号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(7) 石炭埠頭7号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(8) 霞ヶ浦南埠頭22号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(9) 霞ヶ浦南埠頭23号及び24号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(10) 霞ヶ浦南埠頭25号から27号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(11) 霞ヶ浦南埠頭60号及び61号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(12) 霞ヶ浦南埠頭62号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(13)霞ヶ浦北埠頭 80号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14)コスモ石油塩浜1号から3号まで及び5号から7号まで並びに三菱ケミカル1号から3号までの桟橋にけい留する船舶	三菱ケミカル株式会社四日市事業所桟橋門通路及び海山道門警備所前通路
(15)コスモ石油午起1号、2号及び6号から9号まで並びにコスモ石油四日市3号桟橋、6号及び8号岸壁にけい留する船舶	コスモ石油株式会社四日市製油所正門警備所前通路及び北門警備所前通路
(16)昭和四日市石油A、B、EからGまで及びI、K、L桟橋にけい留する船舶	昭和四日市石油株式会社四日市製油所正門警備所前通路
(17)霞1号、4号及び5号桟橋にけい留する船舶	霞共同事業株式会社中央警備室前通路及び西警備室前通路
(18)霞9号桟橋にけい留する船舶	株式会社JERA四日市 LNGセンター正門警備所前通路及び東邦ガス株式会社四日市工場正門警備所前通路並びに四日市エルピージー基地株式会社霞事業所正門前通路
(19)霞16号桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(20)川越火力 LNG受入桟橋にけい留する船舶	株式会社JERA川越火力発電所通用門保安室前通路
(21)TANISEI A2号桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(22)昭和四日市石油シーバースにけい留する船舶	昭和四日市石油A桟橋
(23)上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	第1第2埠頭間6号岸壁、第2埠頭基部北側付け根から小型船舶用岸壁に沿って北へ110メートルまで及び同埠頭21号岸壁南端から千歳8号物揚場に沿って西へ65メートルまでの場所

## 2. 貨物の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
(1) 第1から第3までの埠頭 1号から6号まで、8号から 19号までの岸壁	四日市市千歳町9番6、9番8、 16番2、17番地先、 19番地先、28番地先、 34番1、34番1地先、 36番地、36番地先、 37番地先	

場所の名称	所在地	備考
(2) 霞ヶ浦南埠頭 26号及び27号岸壁	四日市市霞2丁目2番地先、6番3地先	
(3) 霞ヶ浦南埠頭 22号から25号まで、40号並びに60号から62号までの岸壁	四日市市霞2丁目5番、7番1、13番地先、14番地先、17番、18番、20番地先	
(4) 霞ヶ浦北埠頭80号岸壁	四日市市霞2丁目地先	
(5) 石炭埠頭 7号(A)(B)岸壁	四日市市東邦町2番地先	
(6) コスモ石油塩浜1号から3号まで 及び5号から7号までの桟橋	四日市市塩浜町1丁目地先	
(7) コスモ石油午起1号、2号及び 6号から9号までの桟橋	四日市市大協町2丁目地先	
(8) コスモ石油四日市3号桟橋、6号 及び8号岸壁	四日市市大協町1丁目地先	
(9) 昭和四日市石油A、B、EからG まで及びI、K、L桟橋	四日市市塩浜町1番地先	
(10) 霞1号、4号、5号、9号、 15号から17号までの桟橋	四日市市霞1丁目地先	
(11) 三菱ケミカル1号から3号までの 桟橋	四日市市東邦町1番地先	
(12) 株式会社 J E R A 川越火力 LNG 受入桟橋	三重郡川越町大字亀崎新田字 町屋86地先	
(13) TANISEI A 2号桟橋	三重郡川越町大字高松字鯨松 1581番45地先	
(14) コスモ石油シーバースから保税地 域への貨物の搬出入と積卸とが一 体的に行われる油送管(パイプラ イン)を有する物揚場の沿岸	四日市市大協町2丁目地先	油送管によ り積卸する 貨物に限 る。
(15) 昭和四日市石油シーバースから保 税地域への貨物の搬出入と積卸と が一体的に行われる油送管(パイ pline)を有する物揚場の沿岸	四日市市三田町1番地先	油送管によ り積卸する 貨物に限 る。
(16) 第2埠頭基部北側付根から小型船 舶用岸壁に沿って北へ110メー トルまで及び同埠頭21号岸壁南 端から千歳8号物揚場に沿って西 へ65メートルまでの場所	四日市市千歳町9番12地先	船用品、携 帯品及び別 託送品に限 る。